

市立学校園の再開と今後の対応について

令和2年5月22日
神戸市教育委員会

昨日、本市を含む兵庫県について緊急事態措置を実施すべき区域から除外され、兵庫県より県立学校を6月1日から段階的に再開する方針が示された。

これらを踏まえ、市立学校園の臨時休業を5月31日までとし、6月1日から感染防止対策を徹底したうえで再開する。ただし、臨時休業が長期にわたったことや新しい生活様式の定着を図るため、慣らし期間を設定したうえで、6月15日より通常授業を行う(特別支援学校・高等専門学校を除く)。

1. 感染防止対策の徹底

- ・学校生活を再開するにあたり、児童生徒等が新型コロナウイルス感染症を正しく理解し、感染リスクを避ける行動を取ることができるよう、感染症対策に関する指導を行う。
- ・登校園前に家庭で検温を行い、発熱など風邪の症状がみられる場合は登校園させず、自宅で休養させることを徹底する。
- ・こまめな手洗いとマスクの着用を徹底する。
- ・多くの児童生徒等が手を触れる箇所は、1日1回以上、消毒液を使用して消毒を行う。
- ・集団感染リスクを低減するため、以下の対応を実施する。
 - ① 換気の悪い密閉空間にしないために、換気を徹底する。
 - ② 児童生徒等が手の届く距離に集まらないための配慮を行う。
 - ③ 近距離での会話や大声での発声を控える。

2. 慣らし期間の設定

(5) 幼稚園

- ・6月1日(月曜)から12日(金曜)まで、学級を2つに分割するなどして隔日に登園し、午前中のみ保育を実施する。
- ・6月15日(月曜)から通常保育とするが、新入園児については26日(金曜)まで、基本として午前中のみ保育を実施する。
- ・預かり保育は、6月1日(月曜)から実施する。